

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第65号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年9月29日（日） 05時40分ごろ
発生場所	新潟県新潟市新潟港西区 新潟港臨港灯台から真方位272° 170m付近 （概位 北緯37° 56.9′ 東経139° 04.0′）
事故等調査の経過	平成25年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーモーターボート たつ辰丸、3.4トン 220-17519新潟、個人所有 B プレジャーモーターボート かねと丸、5トン未満（長さ6.27m） 220-15890新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操縦者B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定（免許証失効中）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機及び船尾部外板が脱落
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者Aを乗せ、船長Aが操舵室で椅子に腰を掛けて操船を行い、同乗者Aが操舵室前方の甲板上で休息し、新潟港西区を約16ノットの対地速力で北北東進していた。 船長Aは、A船の左舷方を追いついて前方に出て来た他船に注意していたところ、同乗者Aの叫び声で目前にいるB船に気づき、機関を後進にかけようとしたが、機関の回転数が上がっていたので、即座に後進にはならず、機関が中立の状態となったとき、平成25年9月29日05時40分ごろ、新潟港西区において、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、新潟港西区を北北東進中に燃料タンク内の燃料油が欠乏して漂泊し、操縦者Bが、船尾方を向いてかがみ、予備の燃料タンクへのホースの付け替え作業を行っていたところ、B船の船尾方約5～6mに接近したA船に気付いたが、どうすることもできず、A船と衝突した。 A船は、B船が自力航行できなかつたので、B船を付近のマリーナ

	にえい航した後、係留地に帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：05時37分ごろ
その他の事項	船長A及び操縦者Bは、それぞれ数十年前からプレジャーモーターボートで釣りを行っており、何度も新潟港西区を航行していた。 船長A、同乗者A及び操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。 A船は、滑走状態のとき、船首が浮き上がって死角が生じていた。 操縦者Bは、ふだん、B船の容量20ℓ入りの燃料タンクのほか、20ℓ入りの予備の燃料タンク2個をB船に積み込み、沖に出てから燃料タンクのホースの付け替えを行うようにしていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、新潟港西区を北北東進中、船長Aが、A船の左舷側を追い越した他船の動向に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、新潟港西区で漂流中、操縦者Bが、燃料タンクのホースの付け替え作業を行い、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、新潟港西区において、A船が北北東進中、B船が漂流中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、操縦者Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時、見張りを適切に行い、接近する船舶があれば、早めに音響信号器具等を使用して注意を喚起すること。 ・船内で作業を行う際、他船の航行の妨げにならないよう、安全な場所で行うこと。 ・操縦免許証を受有していなければ、小型船舶操縦者として乗船してはならないので、操縦免許証を失効している者は、失効再交付講習を受けて有効な操縦免許証を受有してから乗船すること。